

1月中の県内全域取締日

～埼玉県警察・交通指導課～

※ 交通事故の発生状況に応じ、取締り内容を変更する場合があります。

実施日	実施重点	
	昼間	夜間
1月9日(金)	<p><u>【自転車及び小型モビリティによる違反】</u> 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。また、電動のキックボードやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対する法令の周知及び取締りを強化します。</p>	
1月15日(木)	<p><u>【通学路による違反】</u> 通学児童等の安全を守るため、スクールゾーンなどにおける取締りを強化します。</p>	
1月22日(木)	<p><u>【交差点関連違反】</u> 交差点における交通事故を防止するため、横断歩行者妨害などの交差点付近での取締りを強化します。</p>	<p><u>【飲酒運転】</u> 飲酒運転に起因する悲惨な事故が後を絶ちません。極めて危険かつ悪質な違反である飲酒運転を根絶するため、取締りを強化します。</p>
1月29日(木)	<p><u>【通学路による違反】</u> 通学児童等の安全を守るため、スクールゾーンなどにおける取締りを強化します。</p>	

- 自転車の交通死亡事故が多発傾向にあります。自転車の運転中はヘルメットをかぶり、信号や一時停止等の交通ルールを守って運転してください。
- 令和7年上半期における交差点（付近を含む。）における交通死亡事故は、全体の約65%を占めています。交差点を通行する際は、左右の安全確認、歩行者や車両（自転車を含む）等の動向を確認してください。
- 上記取締り予定以外においても、各種交通指導取締りを実施しています。
- 道路交通法第65条第1項により、車両の飲酒運転は禁止されています。自転車も車両であるため、飲酒運転はしないでください。なお、自転車の酒気帯び運転及び帮助行為（車両等提供、酒類提供、同乗）は、改正道路交通法により、罰則が適用されます。

※小型モビリティとは

小型モビリティとは「バッテリーを使って動く乗り物のうち、軽量でコンパクトな乗り物」全般を指します。

主に取締強化対象となる車両については、いわゆる「電動キックボード」や「ペダル付き電動バイク」等となります。

